

個別仕様書

目次

別紙 1	汚水処理施設維持管理業務仕様書	P 1
別紙 2	機械警備業務仕様書	P 2 ~ P 3
別紙 3	廃棄物及び資源物収集運搬業務仕様書	P 4
別紙 4	産業廃棄物収集運搬処分業務仕様書	P 5
別紙 5	消防設備保守点検業務仕様書	P 6

汚水処理施設維持管理業務仕様書

1 対象施設

野田市農産物直売所

2 業務内容

- (1) 汚水処理施設及びこれに付属する諸施設の機能の保守点検業務
- (2) 汚水処理施設清掃業務
- (3) 水質検査
- (4) 余剰汚泥の調整業務

3 業務回数

- (1) 保守点検 3回／年
- (2) 清掃点検 1回／年

4 保守点検項目

- (1) 送風機の正常運転確認及びアンペアメーターの記録
 - ① オイルグリースの補充
 - ② 空気取入、フィルターエレメントの清掃
 - ③ ベルト等の点検
- (2) ろ過機、水中ポンプの正常運転確認及びアンペアメーターの記録
 - ① 異物等の除去
 - ② 自動スイッチ等の点検
- (3) コミニュター（カッター）の正常運転確認及びアンペアメーターの記録
 - ① 異物等の除去
 - ② グリース補充
- (4) 滅菌機
 - ① 薬剤の補充
 - ② 器具の点検、調整

5 作業報告書

点検作業報告書は、作業終了後に作成保管し、求めに応じて野田市に提出すること。

機械警備業務仕様書

1 対象施設

野田市農産物直売所

2 業務目的

野田市農産物直売所（以下、「直売所」という。）の財産の保護に任じ、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 火災、盗難及び破壊行為の拡大を防止すること。
- (2) 事故確知時に関係先へ通知及び連絡を行うこと。
- (3) 警備実施事項について報告すること。

4 警備方法

機械警備

5 警備基準時間

開所日 午後 7 時から翌午前 8 時までとする。

(1 1 月から 2 月までは、午後 6 時から翌午前 8 時までとする。)

休所日 午前 8 時から翌午前 8 時までとする。

6 警備実施時間

前記警備基準時間内において、警備対象施設が無人の状態となり警備対象施設からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、警備対象施設からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

ただし、基準時間内に警報装置警戒の状態にあるときは、警備実施時間とする。

7 警備仕様

(1) 警報装置

- ①警備対象施設で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報できるものであること。
- ②警備に必要な適合機器の配置及び種類、数量は警備に十分な物を備えること。

(2) ガードセンター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持できるものであること。

(3) 機動隊

ガードセンターと連絡を保持し、警備対象施設の異常事態に備えるものであること。

8 異常事態発生における処置

(1) 警報受信装置により、警備対象施設に異常事態が発生したことを確知したときは、機動隊を速やかに急行せしめ異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたらせること。

(2) 警備対象施設に到着した機動隊は、異常事態を確認後ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ連絡すること。

9 事故

事故発生の際は速やかに電話もしくは口頭で野田市へ報告するとともに後刻書面をもって報告すること。

10 鍵の預託

警備実施に必要な直売所の鍵は、厳重に取り扱い保管すること。

11 警備装置の保守点検

警備対象施設に設置された警報装置の機能については、適宜保守点検を行うこと。

廃棄物及び資源物収集運搬業務仕様書

- 1 対象施設
野田市農産物直売所

- 2 業務内容
農産物直売所で発生した一般廃棄物及び資源物を関係法令に従って適正に処理すること。

- 3 一般廃棄物、資源物の種類及び収集回数
可燃ごみ、不燃ごみ、段ボール 週2回以上

- 4 関係法令の遵守
業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法等労働関連諸法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を遵守しなければならない。

産業廃棄物収集運搬処分業務仕様書

1 対象施設

野田市農産物直売所

2 業務内容

農産物直売所で発生した産業廃棄物を関係法令に従って収集、運搬、処理すること。

3 産業廃棄物の種類及び収集回数

廃プラスチック類 週1回以上

4 関係法令の遵守

業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法等労働関係諸法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を遵守しなければならない。

5 その他

- (1) 業務の実施にあたり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを野田市に提出すること。
- (2) ごみ袋はビニール袋（70リットル）を使用すること。

消防設備保守点検業務仕様書

1 対象施設

野田市農産物直売所

2 業務内容

消防法第 17 条の 3 の 3 に定める点検の実施

- | | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| (1) 消火器 | 小型 | 1 本 | 2 回／年 |
| (2) 誘導灯 | 誘導灯点検 | 2 灯 | 2 回／年 |
| | 配線点検 | 1 式 | 2 回／年 |

3 点検回数

年 2 回（外観及び機能点検年 1 回、総合点検年 1 回）